2　原子力規制委員会は、前項の措置が同項の原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、特定放射性同位元素の取扱方法の是正その他特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を命ずることができる。

（特定放射性同位元素防護規程）

第二十五条の四　許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前条第一項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素を防護するため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いを開始する前に、特定放射性同位元素防護規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　原子力規制委員会は、特定放射性同位元素を防護するために必要があると認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、特定放射性同位元素防護規程の変更を命ずることができる。

3　許可届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素防護規程を変更したときは、変更の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

（工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等）

第二十五条の五　許可届出使用者等が特定放射性同位元素を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）における第十八条の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項中「放射線障害の防止」とあるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、同条第五項及び第六項中「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」と、同条第八項中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」と、「放射線障害を防止する」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護する」とする。

（取決めの締結）

第二十五条の六　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を工場又は事業所の外において運搬する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、運搬が開始される前に、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者を明らかにし、当該特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2　前項の場合において、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、原子力規制委員会に届け出なければならない。

（特定放射性同位元素に係る報告）

第二十五条の七　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素について譲受け又は譲渡しをしたとき、その他の原子力規制委員会規則で定めるときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その数量、年月日、相手方の氏名又は名称及び住所その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練）

第二十五条の八　許可届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を取り扱う場合においては、第二十二条に規定するもののほか、特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素防護規程の周知を図るほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

（特定放射性同位元素の防護に関する記帳義務）

第二十五条の九　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を取り扱う場合においては、第二十五条に規定するもののほか、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

一　特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項

二　その他特定放射性同位元素の防護に関し必要な事項

2　前項の帳簿は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保存しなければならない。

第二十六条第一項第十四号を同項第十八号とし、同項第十三号中「又は第三十七条第一項及び第二項」を「（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号の次に次の四号を加える。

十二　第二十五条の三第一項又は第二十五条の六第一項の規定に違反した場合

十三　第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合

十四　第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

十五　前条の規定に違反した場合

第二十六条第一項に次の二号を加える。

十九　第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第二項の規定による命令に違反した場合

二十　第三十八条の三において準用する第三十八条の規定による命令に違反した場合

第二十六条第二項第十号を同項第十四号とし、同項第九号中「又は第三十七条第一項及び第二項」を「（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

八　第二十五条の三第一項又は第二十五条の六第一項の規定に違反した場合

九　第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合

十　第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

十一　前条の規定に違反した場合

第二十六条第二項に次の二号を加える。

十五　第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第二項の規定に違反した場合

十六　第三十八条の三において準用する第三十八条の規定による命令に違反した場合

第二十八条第七項中「第三項まで」の下に「、第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九」を、「第三十三条の三まで」の下に「、第三十八条の二から第三十八条の四まで」を、「第四十三条の二」の下に「、第四十八条の二」を加える。

第三十一条第一項第二号中「措置」の下に「特定放射性同位元素の取扱いをさせる場合にあつては、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置」を加える。

第三章を第四章とし、第二章の二を第三章とする。

別表第三中「第四十一条の二十、第四十一条の二十二」を「第四十一条の十九の二」に改める。

（放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正）

第六条　放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「放射線障害の防止に関する」を「放射線障害防止の」に、「策定」を「の策定」に、「よつて」を「よって」に改める。

第二条中「アルファ線」を「アルファ線」に、「エツクス線」を「エックス線」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「放射線障害防止の技術的基準」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）その他の法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準をいう。